

高齢者虐待・虐待防止への対応するために講ずる措置の概要

法人名：特定非営利活動法人みんなのふるさと

事業所名：みんなのふるさと居宅介護支援事業所

サービスの種類：居宅介護支援

措 置 の 概 要

1 高齢者虐待防止に関する基本方針

・当事業所は、利用者等の尊厳の保持及びじんかくの尊重を最も重要なものとし、高齢者虐待の発生又は再発を防止するため、職員等に対し必要な教育・研修を行うとともに、虐待を早期に発券し、適切に対応する体制を整備する。

・職員は身体的虐待、介護・世話の放棄・放任、心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、経済的虐待のいずれも行ってはならないことを十分に認識し、利用者の人権を尊重した支援を行う。

2 虐待防止のための体制

高齢者虐待の防止及び早期発見、再発防止を図るため、事業所内に虐待防止に関する担当者を置く。

①虐待防止責任者 介護支援専門員 大田博司

②虐待防止担当者 同上

③相談顧問 理事 岩武 毅（法人外 障がい者施設長）

④受付時間 8：30～17：30（その他の時間は転送にて受付）

⑤連絡先 083-902-5851 【ホームページからの相談可】

⑥担当者不在の場合の対応 当法人の職員の対応

⑥-1 当法人の職員（管理者等）が受付、早急に担当に連絡する

⑥-2 早急に連絡が取れない場合は、受付者が担当者不在の期間見込を伝える

⑥-3 不在期間内で対応を急ぐ場合は地域包括支援センター等の関係機関相談窓口の連絡先等必要な情報提供を行う

⑦ 虐待防止担当者は、虐待防止に関する指針の整備、職員研修の実施、虐待防止委員会の運営、相談・通報体制の整備を行う。

3 虐待防止委員会の設置及び開催

・虐待の発生または再発を防止するため、虐待防止委員会を設置する。委員会は管理者、虐待防止担当者、介護職員、生活相談員、介護支援専門員、看護職員その他必要な職員により構成する。

・委員会では、次の事項について検討する。

①虐待防止のための指針の整備に関すること。

②虐待防止のための職員研修の内容に関すること。

③虐待又は虐待が疑われ事案が発生した場合の対応に関すること。

④職員が相談、報告しやすい体制の整備に関すること。

⑤虐待防止に向けた職場環境改善に関すること。

⑥再発防止策の検討及び職員への周知に関すること。

⑦虐待防止対策、または再発防止策を行った際の効果の評価

・委員会は定期的に開催するとともに、虐待が疑われ事案が発生した場合は、必要に応じて臨時に開催する。

4 虐待防止のための職員研修

- ・全職員に対し、高齢者虐待防止に関する研修を定期的実施する。
- ・研修では、高齢者虐待の種類、虐待の早期発見、通報義務、身体拘束との関係、不適切ケアの防止、認知症利用者への対応、権利擁護、接遇等について学ぶ。
- ・新規採用者への研修については、採用時（なるべく早期）に虐待防止に関する研修を実施する。
- ・研修の実施後には、実施内容、参加者、実施日時等について記録を作成し、保管する。

5 虐待または虐待が疑われる場合の対応、手順、再発防止等

・虐待の通報を受け付けた場合、内容を正確に虐待受付（アセスメント）簿に記入し、事業所で定められた次の処理手順に基づき迅速に対応する。

- ①原因発生の把握と関係機関への連絡（当日または時間帯によっては翌日）
 - ・関係者宅を訪問、または来所依頼をする。受け付けた内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し、了解を得る。また、速やかに解決するを旨、伝言する。また必要な各関係機関に連絡を迅速に行い、対応に対しての意見や支援を求める。
- ②虐待防止委員会の開催（関係者の出席調整が出来次第）
 - ・委員会のメンバー並びに必要な場合は、アセスメントを基に原因を分析するため、担当者と管理者が必要と認めた関係者・事業所・職員を招集し対応策の協議を行う。
- ③対応策の実施
 - ・委員会で決定した内容等を速やかに当事者、関係者、関係機関等に報告、実施し、経過状況を確認（モニタリング）する。
 - ・損害を賠償すべき事例が発生した場合は、速やかに損害賠償の手続きを行う。
- ④解決困難な場合
 - ・地域包括支援センターや保険者に連絡し、助言・指導を得る。（地域ケア会議の開催依頼）
- ⑤再発防止・個人情報保護
 - ・同様の事例が起こらないよう対応処理の内容を記録し、職員や関係者等へ周知すると。
 - ・「虐待防止指針・マニュアル等」を改善し、研修などの機会を通じて再発防止に務めること。
 - ・記録に関しては、個人情報の保護に十分に配慮し、適切に保管をすること。
- ⑥その他の対応等
 - ・普段より地域包括支援センターとの連携を強化しておく。
- ⑦虐待または虐待の疑いがあったサービス事業者に対する対応方針等

【主に居宅介護支援事業者・住宅型有料老人ホームの場合】

- ⑦-1 居宅サービス計画の利用等で位置づけたサービス事業者等に対する対応方針としては、他社、他事業者であってもサービスを調整した側として当事者意識を持ち対応を行う。
- ⑦-2 利用者の精神的負担軽減と、生活の平常化を最優先に行うこと。
- ⑦-3 必要な場合は、虐待防止委員会を開催し対応を協議する。
- ⑦-4 事業者に改善が必要な場合 ①改善計画②実施の状況③実施後の評価の報告を依頼すること。
- ⑦-5 地域包括支援センターに報告をする。
- ⑦-6 再アセスメントを実施し、利用者、その家族等の意見を聴取し、必要な事業所の選定への情報提供を行うこと。
- ⑦-7 利用者の精神的負担軽減と、生活の平常化を最優先に行うこと。
- ⑦-8 個人情報の保護について適切に対応すること。

6 その他事項

- ・虐待の早期発見、早期対応ができるようミーティング時に確認する。
- ・相談、苦情、虐待に対する相談窓口として、連絡先を事業所内に掲示するとともに重要事項説明書にも記載する。
- ・虐待の相談や苦情を行ったことにより、利用者や家族、他当事者に対し故意的に不利益を及ぼさない旨を運営規程等にて宣誓する。
- ・対応し円満に解決した事例においても、各関係機関に対し経過が分かるもので事例検討の相談を行い、場合によっては指導等もらうことにより、業務の研鑽に努める。
- ・法人全体で虐待、身体拘束等が発生しない企業風土をつくるよう努める。